

平成30年度 歳末見舞金申請のご案内

歳末たすけあい募金は、何かと出費の多い歳末の時期に、支援を必要としている方々が明るくお正月を迎えられるよう、みんなで支え合うことを目的とした募金運動で、そこで集められた募金を歳末見舞金として、下記の条件に該当する方に配分いたします。

なお、個人情報保護法に基づき自己申請を原則といたしますが、民生委員による代理申請も受け付けます。

〈申請期間〉 平成30年11月1日(木)～11月30日(金) 厳守 ※土・日・祝日を除きます。

〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分まで

*申請できる方(下記の要件を満たすことが必要です。)

① 桜川市内に居住し、住民税が非課税の世帯。

② 下記のいずれかに該当すること。

| 対象者 | 条件 | 添付書類 | 申請方法 |
|------------------------------|---|----------------------------------|--------------------|
| (1) 養育者家庭 | 両親とも不在の18歳未満の子を養育している世帯 | | ・自己申請 |
| (2) ひとり親家庭 | ひとり親が18歳未満の子を養育している世帯 | ・ひとり親であることの証明書 (児童扶養手当証書のコピー) | ・自己申請 |
| (3) 重度心身障害児(者) 重度身体障害児(者) | 障害者手帳1・2級保持者または療育手帳A・ Ⓐ 保持者のいる世帯 | ・障害者手帳 又は療育手帳のコピー | ・自己申請 ・民生委員代理申請 |
| (4) ひとり暮らし高齢者 | 70歳以上で単身生活をしている方 | | ・自己申請 ・民生委員代理申請 |
| (5) 高齢者世帯 | 70歳以上の高齢者だけで生活している世帯 | | ・自己申請 ・民生委員代理申請 |
| (6) ねたきり高齢者 | 70歳以上で、在宅において要介護認定4、又は5の方がいる世帯 | ・介護保険証のコピー | ・自己申請 ・民生委員代理申請 |
| (7) 要保護家庭 準要保護家庭 | 生活保護の対象にはならないが、それに準ずると認められる世帯 | | ・自己申請 ・民生委員代理申請 |

〈申請場所・問い合わせ先〉 桜川市社会福祉協議会

岩瀬本所 桜川市鍛田612番地(岩瀬福祉センター内) ☎0296-76-1357

真壁支所 桜川市真壁町山尾604番地1(真壁福祉センター内) ☎0296-54-2361

*申請書は桜川市社協岩瀬本所及び真壁支所窓口にございます。添付書類・印鑑持参のうえ申請してください。電話での受付はできません。

*所得課税証明書の添付は必要ありません。ただし、市役所税務課で条件に合うかどうかの確認をさせていただきますのでご了承ください。なお、基準日は平成30年10月1日とさせていただきます。

*条件にある70歳とは、昭和24年4月1日以前にお生まれの方です。